

支援事業・制度の概要

分野	⑨まちづくり
活用する場面	IV「地域でイベントや講演会、講座を開催したい」場面
事業・制度の名称	中心市街地・商店街活性化支援事業
趣旨	商業機能のみならず、まちの顔として地域コミュニティの機能を担ってきた商店街のにぎわいを回復するため、地域一体となった自主的で意欲的かつ継続的な商店街活性化策の展開を促進する商店街・商業集積地区における関係者の取組みを支援する。
補助対象者	市町
事業実施主体	商店街振興組合、商工会議所、活性化協議会、事業協同組合、NP〇等地域づくり団体、商業関係団体とパートナー（地縁団体、大学、農業関係団体、福祉関係団体等）で組織する協議会等
支援対象事業	1 中心市街地商店街にぎわい再生支援事業 : 中心市街地活性化法及び地域商店街活性化法に基づく計画の促進に向けた取組みに関する事業 2 地域連携商店街にぎわい再生支援事業 : 商業関係者とパートナー（地縁団体、大学、農業関係団体、福祉関係団体等）が連携して実施する地域の課題に対応した商店街活性化事業
採択要件、補助要件	○他の地域における事業展開のモデルとなる事業であること ○地元市町が実施主体への助成を行うこと ○国の補助対象とならない事業であること
補助率、補助限度額等	1 中心市街地商店街にぎわい再生支援事業 : 県: 10分の4、市町: 10分の4、実施主体: 10分の2 2 地域連携商店街にぎわい再生支援事業 : 県: 10分の3、市町: 10分の3、実施主体: 10分の4 ※事業費の標準額: 200万円（ただし市町助成額の2分の1まで）
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	市町を通じて3月～4月頃に募集 5月～6月頃に採択案件の決定
最近の実績	(松山市) 松山城とロープウェー街とのタイアップイベントを開催。 (松山市) 銀天街と地元アイドルとのコラボレーション商品の開発とネットショップによる情報発信。 (松山市) 千舟町通りを歩行者天国として開放し、大街道と銀天街を結ぶ市民の憩いの場を設置。 (西条市) 西条紺屋町商店街整備事業を広く市民にPRするため、事業の進捗状況等について情報を発信。 (宇和島市) 地域のディープな情報を満載した「うわじまんMAP」の製作と各商店街単位で実施していた夜市を合同で開催。 (四国中央市) 商店街誕生20周年イベントの開催と商店街通り及び空間を利用したイルミネーションを設置。
県の担当窓口	経営支援課 商業振興係 TEL: 089-912-2464 FAX: 089-912-2479 E-mail: keieishien@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	各市町の商店街振興担当課
関係URL	